

2025 年 9 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社コレックホールディングス
代表者名 代表取締役社長 栗林 憲介
(コード番号：6578 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役副社長グループCFO 西崎 祐喜
(TEL. 03-6825-5022)

再発防止策の策定に関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 18 日付「特別調査委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて記載のとおり、特別調査委員会（以下、「調査委員会」といいます。）の調査により、2024 年 5 月に買収した当社連結子会社である株式会社A o i e（以下、「A o i e」といいます。）が実施するエネルギー事業に関連して、過去に行われた助成金の申請手続の一部で不適切な申請手続が行われたことが判明しました。（以下、「本事案」といいます。）当社は、調査委員会の調査結果、発生の原因分析及び再発防止策の提言を真摯に受け止め、本日開催の取締役会において、当社が取り組む再発防止策を決議いたしましたのでお知らせいたします。

また、当社は本事案を真摯に受け止め、経営責任を明確にするために、親会社役員及び関係者の処分について当社の方針を決定いたしました。

株主及び投資家の皆様をはじめ、関係者の皆様には多大なご迷惑、ご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。今後、再発防止策を着実に実行し、信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

1. 再発防止策の概要

（当社における改善策）

(1) 子会社監督機能の改善によるグループガバナンスの強化

- ① グループガバナンス方針を策定した上で、子会社役員（派遣役員）による責任と権限を明確化し、グループ経営会議を通じた親会社への報告事項・承認事項の整備を行います。また、グループ経営会議にはすべての事業子会社の参加を必須とします。
- ② 当社取締役会による、子会社監督機能の強化にあたり、従来、四半期に一度開催していたコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を定例取締役会後に毎月開催するようにします。また、従来の委員会メンバーに社外取締役・監査役を加え、監督機能を強化します。さらに、委員会で報告される内容は項目化することで、取締役会メンバーが漏れなく情報収集できる仕組みを構築します。

(2) グループ全役職員のガバナンスに対する意識改革

- ① グループ経営トップである当社代表取締役が全グループ役職員に向けた説明会を実施し、コンプライアンスに対する強いメッセージを発信します。また、当社代表取締役は定期的に各子会社役員と面談を行い、コンプライアンス順守状況を定期的に確認するものとします。
- ② グループの全役職員に対して、四半期に一度、コンプライアンス研修を実施します。特に、親

会社役員、各子会社役員に対しては、コンプライアンス意識醸成のための特別な研修を実施します。また、内部通報制度の活用方法についても研修や社内報等において周知を図ります。

(3) 管理体制の見直しと強化

- ① 管理部門の人員増加や外部協力者の確保による管理体制の強化を行い、2線・3線によるチェック機能の強化を図ります。特に、内部監査においては、助成金申請業務を重点監査項目として監査を行うようにします。さらに、内部監査による監査結果は適宜、監査役や会計監査人に共有し、三様監査の強化を図ります。
- ② コンプライアンス強化のために、外部有識者（社外取締役、アドバイザー、顧問等）を新たに1名招聘します。さらに、監査役の業務の効率性を高めるために、常勤監査役の1名増員若しくは、監査役会事務局を設置し、経営の監視監督機能を強化します。
- ③ 当社グループにおけるM&Aプロセス（ソーシングプロセス、DD実施プロセス、投資委員会による検証プロセス、PMIプロセス）の見直しを行います。特に、コンプライアンスの順守状況や管理体制の整備状況等の確認については、多面的な確認プロセスを実施していきます。

（エネルギー事業子会社における改善策）

(1) 助成金申請業務にかかる業務プロセスの見直し

- ① エネルギー事業子会社において、助成金申請に関して責任を有する部署を新設し、助成金申請業務にかかる業務プロセスの再構築を行います。また、グループ統一の助成金申請マニュアルを作成し、適切な申請業務ができるよう運用ルールを定めます。さらに、親会社による助成金申請業務のダブルチェック体制を構築し、運用ルールの徹底を図ります。
- ② 営業担当者がお客様に提出する見積書について、助成金の利用がある場合には、事前に管理部による内容確認を実施するものとします。
- ③ エネルギー事業子会社において、四半期に一度、助成金制度の説明会・理解度テストを全役職員に対して実施します。不明点等やQ&Aなどは社内の共有知とするべく、社内共有を行うものとします。さらに、助成金申請に関する内部統制の整備・運用の必要性についても研修等で啓蒙を行っていきます。

(2) 顧客相談窓口の設置

- ① 顧客相談窓口を設置し、営業担当者は、顧客への訪問時に顧客相談窓口が記載された名刺を交付するようにします。顧客から相談窓口につながった場合、管理部の責任者は、当該案件の担当者にヒアリング等により事実確認を行い、顧客対応方針を決定します。また、事実確認により営業内容等に問題が顕出された場合、親会社に報告するルートを整備します。

2. 親会社役員の報酬減額について

今回の事態を厳粛に受け止め、経営責任を明確にし、今後の再発防止を徹底する観点から、以下の通り、親会社役員の報酬を減額することとしました。

役職	氏名	内容
代表取締役社長	栗林憲介	月額報酬の30%（3ヶ月）
取締役副社長 グループ CFO	西崎祐喜	月額報酬の30%（3ヶ月）
専務取締役	花井大地	月額報酬の10%（3ヶ月）

常務取締役 グループ CSO	池本大介	月額報酬の 20% (3 ヶ月)
取締役	木村昂作	月額報酬の 20% (3 ヶ月)

3. 関係者の処分方針

当社は、調査委員会の調査結果に基づき、A o i e 取締役社長執行役員に対して、一定の処分等を検討しております。

以上